

議第67号

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第4項を次のように改める。

4 別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助事業者または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下付則第12項までにおいて「指定共同生活援助事業者等」という。）は、その行う指定共同生活援助等（同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下付則第12項までにおいて同じ。）の事業が次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、同表第1項第2号ア（同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助等の事業を行うことができる。

- (1) 指定共同生活援助等の事業の開始の時点において、県の区域または当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第2項第2号の規定により県が定める区域をいう。）（以下この号において「県等の区域」という。）における指定共同生活援助等の量が、法第89条第1項の規定に基づき県が定める計画において定める県等の区域における指定共同生活援助等の必要な量に満たない県等の区域内において事業を行うものであること。
- (2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

付則第8項中「付則第6項または第7項」を「付則第13項または第14項」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第7項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を付則第14項とする。

付則第6項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を付則第13項とする。
付則第5項中「指定共同生活援助の事業等」を「指定共同生活援助等の事業」に、「同項第2号カ」を「同号カ」に改め、同項を付則第12項とし、付則第4項の次に次の7項を加える。

- 5 前項の規定により指定共同生活援助事業者等が指定共同生活援助等の事業を行う場合における別表第12第1項第2号（同表第2項第5号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）ならびに同表第1項第6号イおよび同表第2項第5号において準用する別表第2第6項第2号の規定の適用については、別表第12第1項第2号エ中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」と、同項第6号イおよび同表第2項第5号において準用する別表第2第6項第2号ウ中「営むこと」とあるのは「営むとともに、当該利用者が共同生活住居に入居した日から付則第7項に定める期間内に付則第8項に規定する住宅等に移行すること」に、同号エ中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。
- 6 地域移行支援型ホーム（付則第4項の規定により指定共同生活援助等の事業を行う事業所をいう。以下付則第11項までにおいて同じ。）において指定共同生活援助等の事業を行う者（以下同項までにおいて「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造および設備は、利用者の生活の独立性が確保されたものとしなければならない。
- 7 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として2年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。
- 8 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅または地域移行支援型ホーム以外の別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所もしくは同表第2項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この項において「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。
- 9 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（次項において「地域移行推進協議会」という。）を設置しなければならない。
- 10 地域移行支援型ホーム事業者は、定期的に地域移行推進協議会にその活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 11 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき県が設置する協議会その他これに準ずるものとして知事が定めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

別表第3第2項第2号中「が地域」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法

第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が地域に、「のうち」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「ために、」を「ために」に、「に登録を受けた者」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）に登録を受けた者」に、「に通わせて」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に通わせて」に改め、「同項に規定する小規模多機能型居宅介護」の右に「または指定看護小規模多機能型居宅介護」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所を」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等を」に改め、同号ア中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に改め、同号イ中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の右に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）」を加え、同号イに次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

別表第3第2項第2号ウおよびエ中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

別表第4第2項第1号アを次のように改める。

- ア 指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、みなし通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小

規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所等に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合において、当該登録者を当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）または指定看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。）または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下アにおいて「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合において、当該登録者を当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に対して支援を行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

別表第4第2項第1号イ中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の右に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）」を加え、同号ウ中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。